

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年8月8日

【四半期会計期間】 第27期第1四半期(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

【会社名】 株式会社ヤマノホールディングス

【英訳名】 YAMANO HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山野義友

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 金木俊明

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区代々木一丁目30番7号

【電話番号】 03(3376)7878(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理本部長 金木俊明

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第26期 第1四半期連結 累計期間	第27期 第1四半期連結 累計期間	第26期
会計期間	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高 (千円)	5,335,971	5,303,883	24,018,232
経常利益又は経常損失() (千円)	76,565	4,345	419,794
四半期(当期)純利益又は四半 期純損失() (千円)	115,247	77,806	200,824
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	114,609	66,633	268,440
純資産額 (千円)	1,852,667	2,336,602	2,290,367
総資産額 (千円)	10,821,806	11,350,231	11,679,067
1株当たり四半期(当期)純利 益金額又は1株当たり四半期 純損失金額() (円)	3.64	2.14	5.52
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)			
自己資本比率 (%)	2.3	6.4	5.6

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3 第26期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第26期及び第27期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

1. 子会社の吸収合併

当社は、平成24年5月16日付開催の取締役会において、連結子会社である株式会社マイスタイル及び株式会社ヤマノジュエリーシステムズを、管理コストの削減と経営資源の効果的な活用、資金管理の効率化を目的とし、平成24年10月1日付で吸収合併を実施することを決議いたしました。また、同日に合併契約を締結し、平成24年6月28日開催の定時株主総会において承認可決されました。

合併契約の概要は、次のとおりであります。

(1) 合併の方法

当社を存続会社とする吸収合併

(2) 本合併に係る割当

当社は、株式会社マイスタイルの発行済株式の全部を平成24年9月28日に取得する予定であり、また株式会社ヤマノジュエリーシステムズの発行済株式の全部を有するので、本合併に際し、一切の対価の交付は行わないものとする。

(3) 資本金及び準備金の額

当社は、株式会社マイスタイルの発行済株式の全部を平成24年9月28日に取得する予定であり、また株式会社ヤマノジュエリーシステムズの発行済株式の全部を有するので、本合併による資本金及び準備金は増加しないものとする。

(4) 合併の効力発生日

合併の効力発生日は、平成24年10月1日とする。但し効力発生日の前日までに合併に必要な手続きが遂行できないとき、その他本合併手続きの進行に応じ必要あるときは、甲及び乙において協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

(5) 会社財産の引継

株式会社マイスタイル及び株式会社ヤマノジュエリーシステムズは、平成24年9月30日最終の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

株式会社マイスタイル及び株式会社ヤマノジュエリーシステムズは、平成24年9月30日最終の資産及び負債の状況を示す計算書（承継貸借対照表）を作成し、甲に交付する。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、復興需要や政策支援などにより景気は緩やかな回復基調となったものの、欧州債務危機や円高などを要因に先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属する業界におきましては、一部高額品の消費に回復傾向が見られたものの、先行き不透明感から個人消費の回復力は弱く、経営環境は厳しい状況が続いております。

そのような状況のもと、「第二創業」の3年目となる当期におきましては、従来の「ソフトと価値の提供」をテーマとした商品以外のサービス・満足の提供を目指した施策に加え、人財育成と採用を強化し、今後の出店・拡大に向けた体制の確立に努めてまいりました。

また、平成24年4月1日付で当社の和装事業を堀田丸正グループのHMリテーリングス株式会社に事業譲渡し、和装関連事業におけるシナジーの最大化に努めております。

店舗展開としては、美容事業において4月に1店舗、5月に2店舗のリニューアルを実施、スポーツ事業において4月に2店舗の移転リニューアルを実施、卸売事業において5月に1店舗の新規出店を実施しております。

人財育成策としては、各事業において知識習得やサービス向上を目的とした各種研修を実施しております。また、美容事業、スポーツ事業、和装事業で新卒採用を実施している他、卸売事業においても新卒採用をスタートいたしました。

この結果、当第1四半期連結累計期間における売上高は53億3百万円（前年同四半期比0.6%減）となりましたが、営業利益は9百万円（前年同四半期は営業損失60百万円）、経常利益は4百万円（前年同四半期は経常損失76百万円）となり、法人税等還付税額等を計上したことにより四半期純利益は77百万円（前年同四半期は四半期純損失1億15百万円）となりました。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) 「美容事業」

美容事業につきましては、他社との差別化戦略として、ターゲットを明確化した店舗設計である「ファミリーサロン」「アンチエイジングサロン」への店舗改修を実施、オーガニックヘッドスパ「山野式ヘッドスパ」の導入をすすめております。

当第1四半期連結累計期間においては、人財育成強化策として技術マニュアルを整備し、新教育スケジュールの運用をスタートいたしました。また、「ファミリーサロン」へのリニューアルを1店舗、「アンチエイジングサロン」へのリニューアルを2店舗実施、「山野式ヘッドスパ」を全119店舗中42店舗に導入し、導入店のヘッドスパ技術者を増強しております。

この結果、美容事業の売上高は7億46百万円（前期比0.3%減）となり、セグメント利益63百万円（前期比2.0%増）となりました。

2) 「スポーツ事業」

スポーツ事業につきましては、「ソフトと価値の提供」として 専門店ならではの提案力強化、体験サービスイベントの開催、メンテナンスサービスの商品化、WEB通販の拡大を行っております。

当第1四半期連結累計期間においては、移転リニューアルを2店舗実施いたしました。また、WEB通販の取扱カテゴリを拡げ掲載アイテム数を増加し、WEB通販の売上高は前年同四半期比で105%となっております。

人財育成強化策としては、ダイビング研修や登山研修、商品研修などを実施し、提案力の向上に努めております。

前年同四半期において防災関連の特需があった反動により、スポーツ事業の売上高は7億76百万円（前年同四半期比1.3%減）となり、人員増による費用増などにより、セグメント損失50百万円（前年同四半期はセグメント損失30百万円）となりました。

3) 「DSM事業」

DSM事業につきましては、ミシン点検サービスや布団の丸洗いクリーニングなどのサービス機能を拡充し、催事集客強化による販売施策を行っております。

当第1四半期連結累計期間においては、通常の大規模催事を開催するほか、大型ショッピングセンター等の撤退により買い物の場が減少してしまった消費者をターゲットに、地方の各ショップにて洋装品を中心としたトータルファッションのミニ展示会を実施しております。

また、事業所の統廃合を要因とした販売員減少に対応するため、販売員増員プロジェクトを立ち上げ、紹介キャンペーンなどを実施しております。

この結果、DSM事業の売上高は8億50百万円（前年同四半期比4.6%減）となり、セグメント利益18百万円（前年同四半期比9.3%減）となりました。

4) 「和装事業」

和装事業につきましては、店頭における着方教室「前楽結び着方教室」、きものパーティなど「着る機会の提供」、お手入れサービス「きものクリニック」の3施策を柱として、顧客の活性化、定着化に努めております。

当第1四半期連結累計期間においては、店頭販売の活性化と効率化を図るべく、店頭催事の内容を統一した催事を引続き実施しております。また、消費者向けのサイトを新しくオープンいたしました。

この結果、和装事業の売上高は7億24百万円（前年同四半期比21.7%増）となり、セグメント利益19百万円（前年同四半期はセグメント損失43百万円）となりました。

5) 「卸売事業」

卸売事業につきましては、和装部門の売場コーナー化の推進、アパレル部門の拡大に向けた施策を実施しております。

当第1四半期連結累計期間においては、堀田丸正アパレル部門の直営店を1店舗出店し、「卸から顧客創造」戦略をすすめております。

前期において量販店取引等を見直したことにより、卸売事業の売上高は17億74百万円（前年同四半期比3.6%減）となり、セグメント損失12百万円（前年同四半期はセグメント損失12百万円）となりました。

6) 「宝飾事業」

宝飾事業につきましては、店外大規模催事への参加や店頭催事の絞込みなど事業効率の向上に努めてまいりました。

当第1四半期連結累計期間においては、店外大規模催事の参加店増などにより売上高の確保に努めてまいりました。

この結果、宝飾事業の売上高は2億44百万円（前年同四半期比0.1%増）となり、セグメント損失は5百万円（前年同四半期はセグメント損失24百万円）となりました。

7) 「その他の事業」

その他の事業の事業内容は、主に堀田（上海）貿易有限公司の意匠燃糸の販売、かねもり事業部の代理店を通じた呉服等を中心とした催事販売、RC卸事業部の健康器具卸売、株式会社アールエフシー及び株式会社ヤマノ1909セイビングの前払式特定取引業による手数料収益であります。

その他の事業の売上高は1億87百万円（前年同四半期比18.0%減）となり、セグメント損失6百万円（前年同四半期はセグメント損失2百万円）となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

該当事項はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画の著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	87,999,900
A種優先株式	50
B種優先株式	50
計	88,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年8月8日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	34,497,058	34,497,058	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数100株
A種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注1.2)
B種優先株式	1	1	非上場	単元株式数1株(注1.3)
計	34,497,060	34,497,060		

(注) 1 A種優先株式1株は、現物出資(社債100,000千円)によるものであります。また、B種優先株式1株は、現物出資(社債211,131千円)によるものであります。

2 A種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたA種優先株式の株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「A種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日かつ、当該剰余金の配当の基準日よりも前の日を基準日としてA種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。優先配当金の額

A種優先株式1株あたりのA種優先配当金の額は、A種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「A種累積未払配当金」という。)については、当該翌事業年度以降、A種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、A種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「A種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。A種残余財産分配額は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()A種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。)から解散日の前日(同日を含む。)までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

- (3) 譲渡制限
A種優先株式について譲渡制限は定めない。
- (4) 議決権
A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
- (5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)
A種優先株主は、2013年9月30日以降いつでも、A種優先株式全部を下記の定める金額(以下「A種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「A種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、A種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、A種優先株主からA種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。
- (6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)
当社は、A種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、A種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「A種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきA種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「A種優先株式強制償還請求額」は、A種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。)から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。)から取得日の前日(同日を含む。)までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。
- (7) 普通株式を対価とする取得請求権
当社が発行するA種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。
- (8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等
当社は、法令に定める場合を除き、A種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、A種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。
- (9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。
- (10) 議決権を有しないこととしている理由
資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

3 B種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当を行うときは、当該基準日の最終の株主名簿に記録されたB種優先株式の株主(以下「B種優先株主」という。)又はB種優先株式の登録株式質権者(以下「B種優先登録株式質権者」という。)に対して、基準日の最終の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、B種優先株式1株につき、下記に定める額の配当金(以下「B種優先配当金」という。)を金銭にて支払う。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の日でかつ、当該剰余金の

配当の基準日よりも前の日を基準日としてB種優先配当金の配当をしたときは、その額を控除した金額とする。

優先配当金の額

B種優先株式1株あたりのB種優先配当金の額は、B種優先株式1株あたりの払込金額に年率5%を乗じて算出した金額(当該剰余金の配当の基準日に属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が2010年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日とする。)(いずれも同日を含む。))から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。))までの期間の実日数につき、1年365日として日割計算により算出される金額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

累積条項

ある事業年度においてB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う1株あたりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とするB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額(以下「B種累積未払配当金」という。))については、当該翌事業年度以降、B種優先配当金並びに普通株主及び普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して配当する。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(2) 残余財産の分配額

残余財産の分配額

当社は、当会社の解散に際して残余財産を分配するときは、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して、B種優先株式1株あたり下記に定める金額(以下「B種残余財産分配額」という。)を普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、支払う。B種残余財産分配額は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額、()B種累積未払配当金相当額及び()払込金額相当額に、解散日が属する事業年度開始日(同日を含む。))から解散日の前日(同日を含む。))までの期間に対して年率5%の利率で計算される金額(かかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

非参加条項

B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 譲渡制限

B種優先株式について譲渡制限は定めない。

(4) 議決権

B種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(5) 金銭を対価とする取得請求権(償還請求権)

B種優先株主は、2014年9月30日以降いつでも、B種優先株式全部を下記の定める金額(以下「B種優先株式償還請求額」という。)の金銭を対価として取得することを当会社に請求すること(以下「B種優先株式償還請求」という。)ができる。なお、B種優先株式償還請求がなされた日における分配可能額を超えて、B種優先株主からB種優先株式の取得の請求が行われた場合、取得するB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(6) 金銭を対価とする取得条項(強制償還)

当社は、B種優先株式の全部又は一部を、払込期日から1年後の応当日以降いつでも、当会社の取締役会決議に基づき、B種優先株式1株につき、下記の定める金額(以下「B種優先株式強制償還請求額」という。)の金銭を支払うことと引換えに、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者の意思にかかわらず、取得することができる。一部を取得するときは、取得すべきB種優先株式は、抽選、按分比例その他の方法により決定する。「B種優先株式強制償還請求額」は、B種優先株式1株あたり、()払込金額相当額及び()払込金額相当額に払込期日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間に対し年率5%の利率で計算される金額(払込期日(同日を含む。))から2010年3月末日までの期間及び取得日の直前に開催された定時株主総会が属する事業年度の初日(同日を含む。))から取得日の前日(同日を含む。))までの期間については、払込金額相当額に0.05を乗じ、さらにかかる期間の実日数を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額とし、上記以外の期間については、1事業年度毎に払込金額相当額に0.05を乗じることにより算出する。なお、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)の和とする。

(7) 普通株式を対価とする取得請求権

当社が発行するB種優先株式の全部又は一部は、当社に対して普通株式を対価とする取得の請求はできないものとする。

(8) 株式の分割又は併合、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、B種優先株式についての株式の分割又は併合は行わない。当社は、B種優先株主に対して、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当て又は新株予約権無償割当ては行わない。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日		34,497,060		1,602,921		716,585

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 1 B種優先株式 1		「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」に記載のとおりであります。 (注) 1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 15,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,480,300	344,803	(注) 2
単元未満株式	普通株式 858		
発行済株式総数	34,497,060		
総株主の議決権		344,803	

- (注) 1 A種優先株式及びB種優先株式は、普通株式の転換請求権がないため議決権はありません。
- 2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,800株(議決権の数48個)含まれております。
- 3 当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木 1 - 30 - 7	15,900	-	15,900	0.05
計		15,900	-	15,900	0.05

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、監査法人元和により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,279,607	2,012,108
受取手形及び売掛金	2,819,446 ²	2,513,631 ²
商品及び製品	2,783,804	3,008,417
仕掛品	25,312	18,711
原材料及び貯蔵品	67,713	64,200
その他	285,565	321,209
貸倒引当金	75,644	67,236
流動資産合計	8,185,805	7,871,042
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1,862,708	1,779,422
減価償却累計額	1,201,475	1,128,611
建物及び構築物(純額)	661,233	650,810
機械装置及び運搬具	33,086	33,086
減価償却累計額	32,030	32,101
機械装置及び運搬具(純額)	1,056	985
工具、器具及び備品	644,170	623,997
減価償却累計額	596,156	575,928
工具、器具及び備品(純額)	48,014	48,069
土地	862,234	862,234
リース資産	23,195	23,195
減価償却累計額	6,187	7,344
リース資産(純額)	17,008	15,851
有形固定資産合計	1,589,547	1,577,951
無形固定資産		
その他	66,777	59,150
無形固定資産合計	66,777	59,150
投資その他の資産		
投資有価証券	119,310	115,527
長期貸付金	57,696	54,112
敷金及び保証金	1,535,241	1,532,697
その他	842,671	726,515
貸倒引当金	717,982	586,766
投資その他の資産合計	1,836,937	1,842,086
固定資産合計	3,493,262	3,479,188
資産合計	11,679,067	11,350,231

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2 3,687,538	2 3,566,727
短期借入金	2,107,702	2,056,610
1年内返済予定の長期借入金	98,724	85,524
1年内償還予定の社債	111,250	100,000
未払金	845,096	745,208
前受金	1,026,979	1,013,623
未払法人税等	66,835	56,315
賞与引当金	30,300	28,038
返品調整引当金	20,714	16,550
ポイント引当金	68,180	63,130
株主優待引当金	1,446	1,446
その他	698,695	731,533
流動負債合計	8,763,462	8,464,708
固定負債		
長期借入金	84,004	28,000
長期未払金	296,025	285,962
繰延税金負債	2,710	1,815
資産除去債務	175,534	174,229
負ののれん	14,479	12,504
その他	52,484	46,407
固定負債合計	625,237	548,920
負債合計	9,388,699	9,013,628
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,602,921	1,602,921
資本剰余金	2,027,372	2,027,372
利益剰余金	2,915,108	2,837,301
自己株式	3,019	3,019
株主資本合計	712,167	789,973
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	718	2,009
為替換算調整勘定	60,085	62,584
その他の包括利益累計額合計	60,804	64,594
少数株主持分	1,639,004	1,611,223
純資産合計	2,290,367	2,336,602
負債純資産合計	11,679,067	11,350,231

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
売上高	5,335,971	5,303,883
売上原価	3,163,346	3,116,607
売上総利益	2,172,624	2,187,276
販売費及び一般管理費	2,232,745	2,178,101
営業利益又は営業損失()	60,121	9,175
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,632	1,563
受取地代家賃	4,487	4,525
協賛金収入	3,532	1,531
負ののれん償却額	3,455	2,007
その他	15,184	16,775
営業外収益合計	28,292	26,404
営業外費用		
支払利息	32,268	22,162
手形売却損	401	425
その他	12,067	8,647
営業外費用合計	44,736	31,234
経常利益又は経常損失()	76,565	4,345
特別利益		
固定資産売却益	196	135
資産除去債務履行差額	-	1,154
その他	1	6
特別利益合計	198	1,295
特別損失		
固定資産除却損	4,482	2,982
災害による損失	4,395	-
投資有価証券評価損	-	788
店舗閉鎖損失	2,596	562
アドバイザー手数料	-	23,057
その他	9,296	380
特別損失合計	20,771	27,771
税金等調整前四半期純損失()	97,138	22,130
法人税、住民税及び事業税	18,237	20,915
法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額	-	113,738
法人税等合計	18,237	92,822
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	115,376	70,692
少数株主損失()	128	7,114
四半期純利益又は四半期純損失()	115,247	77,806

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	115,376	70,692
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,391	2,573
為替換算調整勘定	625	1,484
その他の包括利益合計	766	4,058
四半期包括利益	114,609	66,633
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	115,428	73,312
少数株主に係る四半期包括利益	819	6,679

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べて、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純損失に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 受取手形割引高及び受取手形裏書高

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形割引高	24,005千円	39,764千円
受取手形裏書高	14,656千円	22,690千円

2. 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
受取手形	57,106千円	61,690千円
支払手形	329,139千円	258,827千円

3. 偶発債務

債務保証

堀田丸正株式会社は、次の協同組合について、金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
協同組合東京ベ・マルシェ	78,400千円 (借入債務)	協同組合東京ベ・マルシェ 61,360千円 (借入債務)

4. 財務制限条項等

前連結会計年度(平成24年3月31日)

下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。

(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。

なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成24年3月31日現在の残高は111,653千円であります。

基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。

営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。

自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。

その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(2) 平成20年9月26日締結の社債100,000千円(うち、1年以内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金104,328千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。

当第1四半期連結会計期間(平成24年6月30日)

下記条項に抵触した場合は当該契約上の債務について、金利引上げ、期限の利益の喪失等の可能性があります。

(1) 平成17年6月28日締結の長期借入金については、下記の条項が付されております。

なお、平成22年3月31日付で、当該借入金は短期借入金に切替えており、平成24年6月30日現在の残高は111,653千円であります。

基本契約締結日以降に到来する当社の毎会計年度末において、決算報告書等に記載する連結での貸借対照表、損益計算書につき、以下に定める事由のいずれかが生じた場合には、基本契約の見直しを目的とした協議をする。

営業利益並びに経常利益が赤字になったとき。

自己資本比率が0%未満(債務超過状態)となったとき。

その他、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(2) 平成20年9月26日締結の社債100,000千円(うち、1年内償還予定社債100,000千円)については、出資維持等に一定の制限が設けられております。

(3) 平成18年5月11日及び平成18年5月30日締結の長期借入金52,164千円(うち、1年以内返済予定長期借入金52,164千円)については、営業用財産の譲渡等について一定の制限が設けられております。

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれん償却費は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)
減価償却費	34,096千円	31,290千円
負ののれん償却費	3,455千円	2,007千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	748,510	787,010	891,686	595,065	1,841,423
セグメント間の内部売上高 又は振替高					31,821
計	748,510	787,010	891,686	595,065	1,873,245
セグメント利益又は損失()	61,749	30,748	20,794	43,744	12,954

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	243,942	5,107,639	228,331	5,335,971		5,335,971
セグメント間の内部売上高 又は振替高		31,821	4,848	36,670	36,670	
計	243,942	5,139,461	233,180	5,372,641	36,670	5,335,971
セグメント利益又は損失()	24,357	29,260	2,434	31,695	28,425	60,121

(注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントである金融事業及びその他事業等を含んでおりません。

2 セグメント利益の調整額 28,425千円には、セグメント間取引消去857千円、各報告セグメントに配分していない全社費用 33,476千円及び棚卸資産の調整額4,193千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント				
	美容	スポーツ	D S M	和装	卸売
売上高					
外部顧客への売上高	746,396	776,523	850,827	724,122	1,774,639
セグメント間の内部売上高 又は振替高					26,773
計	746,396	776,523	850,827	724,122	1,801,413
セグメント利益又は損失()	63,013	50,917	18,868	19,359	12,071

	報告セグメント		その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	宝飾	計				
売上高						
外部顧客への売上高	244,243	5,116,752	187,130	5,303,883		5,303,883
セグメント間の内部売上高 又は振替高		26,773	6,643	33,417	33,417	
計	244,243	5,143,526	193,773	5,337,300	33,417	5,303,883
セグメント利益又は損失()	5,893	32,358	6,596	25,762	16,587	9,175

- (注) 1 その他には、報告セグメントに含まれない事業セグメントである金融事業及びその他事業等を含んでおりま
す。
2 セグメント利益の調整額 16,587千円には、セグメント間取引消去142千円、各報告セグメントに配分してい
ない全社費用 16,097千円及び棚卸資産の調整額 632千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグ
メントに帰属しない一般管理費であります。
3 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

当社は、平成24年2月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成24年4月1日付けで、当社の和装事業を当社の連結子会社であるHMリテーリングス株式会社に譲渡いたしました。

結合当事企業の名称及び当該事業の内容

・結合当事企業

事業譲渡企業 株式会社ヤマノホールディングス

事業譲受企業 HMリテーリングス株式会社(当社の連結子会社)

・事業の内容

和装品等の販売(全国40店舗)

企業結合日

平成24年4月1日

企業結合の法的形式

簡易手続による事業譲渡

結合後企業の名称

変更ありません。

取引の目的を含む取引の概要

・目的

和装関連事業の管理運営を堀田丸正グループへ集約することにより、小売としてのマーケティング力・販売力・サービス力と、卸売としての商品供給力を一体化し、お客様への販売力と取引先様に対する提案力を強化すること、小売の持つノウハウを堀田丸正グループで共有し、「卸から顧客創造」の戦略を加速させることを目的としています。

また、YHC和装事業は店舗開発や人材育成について長年の実績を有しており、堀田丸正グループでそのノウハウを共有することで、和装のみならずアパレル等の出店戦略、人材育成の強化を図るものであります。

・譲渡した資産及び負債の額

流動資産	677,678千円
固定資産	344,723千円
資産合計	1,022,401千円
流動負債	805,837千円
固定負債	30,393千円
負債合計	836,231千円

・譲渡価額

600,000千円

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	3円64銭	2円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	115,247	77,806
普通株主に帰属しない金額(千円)	3,878	3,878
(うち 優先配当額)(千円)	(3,878)	(3,878)
普通株式に係る四半期純利益又は普通株式に係る四半期純損失()(千円)	119,125	73,928
普通株式の期中平均株式数(千株)	32,695	34,481

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 8月 7日

株式会社ヤマノホールディングス
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 星山和彦 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 白井聡 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中川俊介 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤマノホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤマノホールディングス及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。